

# 拡幅整備

を補助します!

〔大阪市狭あい道路拡幅促進整備事業〕

## 対象敷地

重点対策地区（裏面参照）内の、建築基準法第42条第2項および附則第5項に基づく道路に接する敷地

※ただし、次に掲げるもの等は除く。

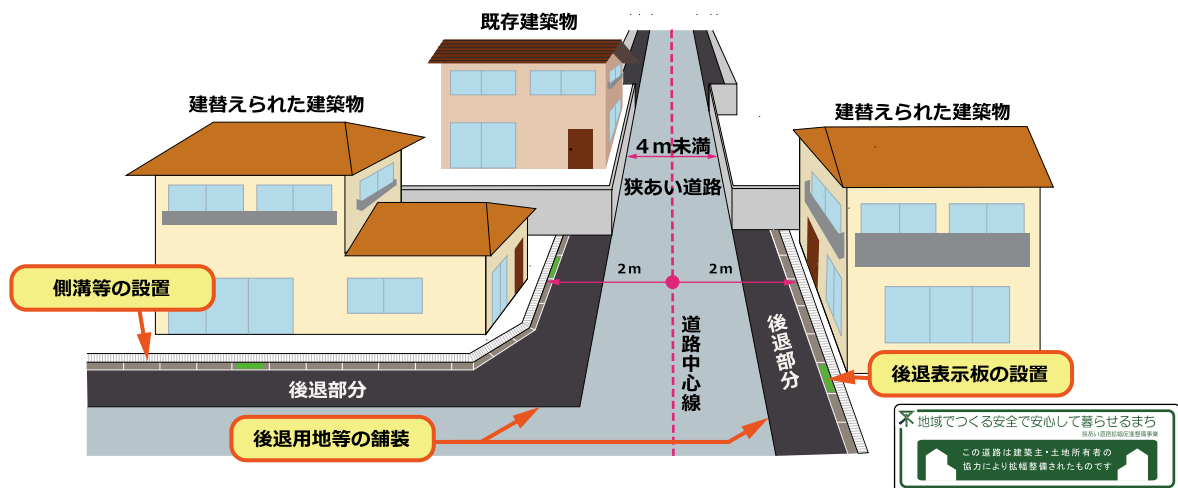
- ・既に道路中心線から2m後退が済んでいるもの
- ・敷地面積が500㎡を超えるもの
- ・開発行為を伴うもの
- ・位置指定道路の築造を伴うもの
- ・他の事業によって拡幅または整備されるもの

## 補助対象経費・補助率

後退用地等を道路として整備する際に、以下の項目に要する費用の2/3以内

- ・側溝、側溝蓋および集水桝の整備費
- ・道路境界石の整備費
- ・道路舗装費（最大で道路中心線まで）
- ・後退用地等にある支障物の撤去費

※補助対象項目ごとに限度額があります。



## 主な注意事項

- ・手続きには時間がかかりますので、お早めにご相談ください。
- ・交付申請前に事前協議が必要です。その際、狭あい道路整備事前協議書を提出してください。
- ・補助金の交付申請前に拡幅整備の契約をした場合は、原則補助金を申請することができません。（交付申請前に契約をした場合であっても、工事着手までに十分な期間がある場合は申請できる場合がありますので、ご相談ください。）
- ・12月27日までに交付申請手続きを行い、2月28日までに工事を完了してください。
- ・現況道路内の支障物の撤去費及び消費税等は補助の対象外となります。
- ・補助金額については、予算の範囲内の額となります。
- ・この補助金は、所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。詳しくは、税務署へお問い合わせください。

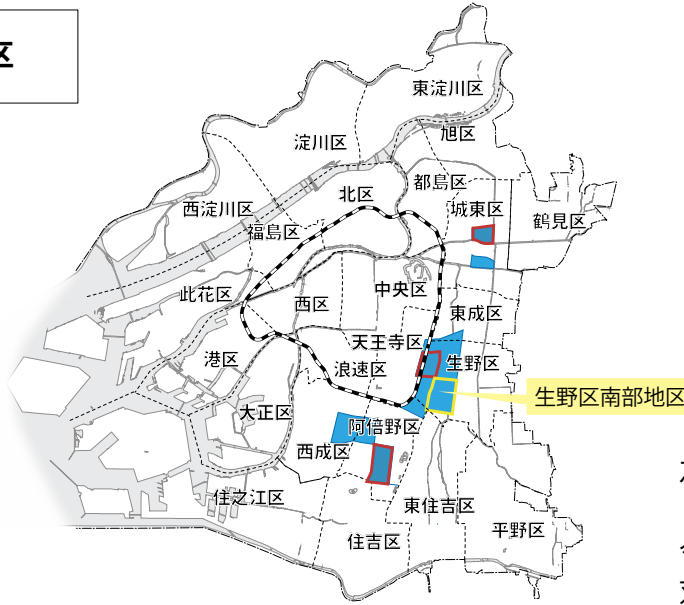
## 拡幅整備後の後退用地等について

- ・原則、後退用地およびすみ切り用地については、大阪市への所有権移転は行わず、整備完了後もその土地の所有者の方に維持管理していただきます。
- ・補助を受けて整備した後退用地等には、大阪市が支給する後退表示板を設置していただきます。
- ・整備した後退用地およびすみ切り用地に対する固定資産税・都市計画税は非課税などの適用が受けられます。（ただし、利用状況によっては非課税などの適用を受けられない場合があります。）なお、非課税申告などの手続きは、対象敷地がある区を担当する市税事務所の固定資産税（土地）担当までお問い合わせください。

紙面の都合上、省略している部分がありますので、詳しくは相談窓口(裏面参照)へお問い合わせください。

## 対象エリア

重点対策地区



左図の ■ のエリア  
(下表の網かけのエリア)は  
令和7年度より補助制度の  
対象外となります。  
ご注意ください。

区名	町丁名
城東区	今福西1~2丁目、今福南1~2丁目、鳴野東3丁目、天王田
東成区	大今里西3丁目、玉津3丁目、東小橋3丁目(15~20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))
天王寺区	勝山4丁目(2番、3番、5番、6番(勝山通線(勝山通)以北))、烏ヶ辻1丁目、下味原町、堂ヶ芝1丁目、東上町
生野区	生野西1~4丁目、勝山北1~2丁目、勝山北3~5丁目、勝山南1~2丁目、鶴橋1~5丁目、中川西1~3丁目、林寺1丁目、桃谷1丁目、桃谷2丁目(5番の一部(生玉片江線以北))、桃谷2丁目(1~4番、5番の一部、6~28番(生玉片江線以南))、桃谷3~5丁目
生野区南部地区	生野東1~4丁目、勝山南3~4丁目、舍利寺1~3丁目、林寺2丁目(1~16番、17番の一部、18番(生野線以北))、林寺3丁目、林寺5丁目
阿倍野区	阿倍野筋4丁目(18~24番)、阿倍野筋5丁目(10~13番)、阿倍野元町(1~2番(木津川平野線(松虫通)以北))、王子町2丁目(2番、4~17番(木津川平野線(松虫通)以南))、王子町3~4丁目、共立通1~2丁目、天王寺町北1丁目(1~5番、6番の一部、7~10番(天王寺吾彦線以東))、天王寺町北2~3丁目、天王寺町南1丁目(1番)、天王寺町南2丁目(1番、2番、5番、6番)、天王寺町南3丁目(1番)、播磨町1丁目(1~22番(柴谷平野線(南港通)以北))、阪南町2~4丁目、阪南町5丁目(1~22番(柴谷平野線(南港通)以北))、松虫通1丁目(1~12番(木津川平野線(松虫通)以北))、松虫通2丁目、松虫通3丁目(1~4番、8番(木津川平野線(松虫通)以北))、丸山通1~2丁目
西成区	岸里1丁目、聖天下1~2丁目、天下茶屋1~3丁目、天下茶屋東1~2丁目、花園南1~2丁目

## ご相談・お問い合わせ

生野区南部地区以外でのご相談・お問い合わせ

大阪市都市整備局住環境整備課  
密集市街地整備グループ

TEL.06(6208)9235

大阪市北区中之島1-3-20 (大阪市役所7階)

生野区南部地区でのご相談・お問い合わせ

大阪市都市整備局  
生野南部事務所

生野区南部地区外の  
生野区内の  
ご相談も受けします

TEL.06(6717)8266

大阪市生野区勝山南3-1-19 (生野区役所5階)

「大阪市狭あい道路拡幅促進整備事業」ホームページ

▶ <https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html>

※大阪市では、古い木造住宅等の解体や集合住宅等への建替えの際に利用できる補助制度があります。詳しくは  
大阪市ホームページをご確認ください。

